

第4号議案説明資料

宅地等供給事業実施規程変更理由（案）

宅地等供給事業実施規程は制定後から期間が経過し、組合員の世代交代が進んでいる。そうした中で、相続や結婚、公共事業による収用の代替え地取得等によって、従来の事業実施地区外の農地を所有する組合員も増えている。

こうした時代の変遷に伴う変化をふまえ、事業の実施地区を拡大することで、管内組合員の依頼にワンストップで対応するため、所要の変更を行う。

宅地等供給事業実施規程新旧対照表（案）

| 新 条 文 | 現 行 条 文 |
|--|---|
| <p>第1条～第3条 （略） （事業の実施地区）</p> <p>第4条 この組合の宅地等供給事業の実施地区は、<u>当該組合の定款に定める区域とする。</u></p> <p>2 この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、宅地等供給事業を実施することができる。</p> <p>3 <u>この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員自らの組合および隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、第2条第1号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u></p> <p>（事業の実施）</p> <p>第5条 この組合の行う宅地等供給事業は<u>第2条第1号の事業を主たる事業とする。</u></p> <p>2 この組合は、次に掲げる場合に該当する場合に限り<u>第2条第2号又は第3号の事業を行う事ができる。</u></p> <p>（1）この組合が総会の決議を経て定めた開発計画に基づき<u>第4条第1項の地区内の農地等</u>につき住宅用地、工場用地等の造成その他区画形質の変更の事業を行うため転用相当農地等を借り入れ又は買い入れる場合</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第6条 （略） （貸付け、受渡しの相手方）</p> | <p>第1条～第3条 （略） （事業の実施地区）</p> <p>第4条 この組合の<u>行う</u>宅地等供給事業の実施地区は<u>定款第3条の区域とする。</u></p> <p>2 この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、<u>前項の規定にかかわらず、宅地等供給事業を実施することができる。この場合においては、あらかじめ当該組合と協議するものとする。</u></p> <p>（事業の実施）</p> <p>第5条 この組合の行う宅地等供給事業は<u>第1条第1号の事業を主たる事業とする。</u></p> <p>2 この組合は、次に掲げる場合に該当する場合に限り<u>第1条第2号又は第3号の事業を行う事ができる。</u></p> <p>（1）この組合が総会の<u>議決</u>を経て定めた開発計画に基づき<u>第3条第1項の地区内の農地等</u>につき住宅用地、工場用地等の造成その他区画形質の変更の事業を行うため転用相当農地等を借り入れ又は買い入れる場合</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第6条 （略） （貸付け、受渡しの相手方）</p> |

| 新 条 文 | 現 行 条 文 |
|--|---|
| <p>第7条 この組合が宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者（以下「宅地建物取引業者」という。）以外のものであって転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。</p> <p>2 <u>ただし、これらの者に該当しない場合であっても、次に掲げる者は、これを転用相当農地等の貸付け又は受渡しの相手方とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他地方公共団体が構成員若しくは出資者となっているか、又は基本財産を拠出している営利を目的としない法人</u></p> <p>(3) <u>日本勤労者住宅協会</u></p> <p>(4) <u>住宅供給事業を行う消費生活協同組合</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第2条第1号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に定める市街化区域内に所在する場合には、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができる。ただし、この組合が当該事業年度の前3カ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。</p> <p>第8条～第11条 （略）</p> <p>附則（令和8年 月 日）</p> <p><u>この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生ずる。</u></p> | <p>第7条 この組合が宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者（以下「宅地建物取引業者」という。）以外のものであって転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。<u>ただし、これらの者に該当しない場合であっても、次に掲げる者は、これを転用相当農地等の貸付け又は受渡しの相手方とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他地方公共団体が構成員若しくは出資者となっているか、又は基本財産を拠出している営利を目的としない法人</u></p> <p>(3) <u>日本勤労者住宅協会</u></p> <p>(4) <u>住宅供給事業を行う消費生活協同組合</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第1条第1号</u>の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に定める市街化区域内に所在する場合には、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができる。ただし、この組合が当該事業年度の前3カ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。</p> <p>第8条～第11条 （略）</p> |